

平成30年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第10号）						
招集年月日	平成30年9月4日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年9月7日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成30年9月7日 午後2時04分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	13番 久保田久男 14番 溝口峰男					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第10号）

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第15号 | あさぎり町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 2 | 議案第16号 | あさぎり町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第17号 | あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第18号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第19号 | 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 6 | 議案第20号 | 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第21号 | 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第22号 | 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 議案第23号 | 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 認定第 1号 | 平成29年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第11 | 認定第 2号 | 平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第12 | 認定第 3号 | 平成29年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第13 | 認定第 4号 | 平成29年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第14 | 認定第 5号 | 平成29年度あさぎり町水道事業特別会計決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第15 | 認定第 6号 | 平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第16 | 認定第 7号 | 平成29年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |
| 日程第17 | 認定第 8号 | 平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明） |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第15号 | あさぎり町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 2 | 議案第16号 | あさぎり町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第17号 | あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第18号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第19号 | 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 6 | 議案第20号 | 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第21号 | 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第22号 | 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 議案第23号 | 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について |

- 日程第10 認定第 1号 平成29年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第11 認定第 2号 平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第12 認定第 3号 平成29年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第13 認定第 4号 平成29年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第14 認定第 5号 平成29年度あさぎり町水道事業特別会計決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第15 認定第 6号 平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第16 認定第 7号 平成29年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)
- 日程第17 認定第 8号 平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明)

午前10時 開 議

●議会議務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼、おはようございます。着席ください。

◎議長(山口 和幸君) ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第15号

◎議長(山口 和幸君) 日程第1、議案第15号、あさぎり町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 本日もどうぞよろしく願いいたします。議案第15号、あさぎり町過疎地域自立促進計画変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において、準用する同条第1項の規定により、過疎地域の市町村は当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定める必要がある。これがこの議案を提案する理由であります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 企画財政課長。

●企画財政課長(片山 守君) おはようございます。それでは、議案第15号、あさぎり町過疎地域自立促進計画の変更について説明いたします。あさぎり町過疎地域自立促進計画、平成28年度から平成32年度分につきましては、平成27年度第2回会議において、計画決定の議決をいただいているところですが、今回過疎債の活用に伴い変更する必要がありますので、議決をお願いするところでございます。過疎地域自立促進特別措置法では、第6条において過疎地域の市町村は自立促進計画方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進計画を定めることができるとなっております。また、同6条第7項で、市町村計画の変更について準用すると定めておりますので、計画の変更の場合も議会の議決が必要ということにな

っております。この場合の計画の変更とは、事業の追加または中止があるか、また大幅な事業量の増減があるか、これについては、各項目の概算事業費合計額のおおむね2割を超える変更かつ本文の変更があるかどうかとされているところでございます。今回の変更につきましては、本年度以降の過疎債の活用に伴うものとなりますが、本年度当初予算及び第2号補正予算で計上しております、林道日栗線法面改良事業、認定こども園施設整備事業費補助事業、子供医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業、出生祝い金事業の5つの事業の追加がございます。また、事業量につきましても、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目で2割を超える4億円の増額となりますので、議会の議決が必要な計画の変更には該当するものでございます。計画の変更につきましては、事前に県との協議が必要でございます。このため県と協議をいたしまして、協議が終了いたしましたので、今回議決をお願いするものでございます。それでは、変更の内容につきまして、3ページの新旧対照表により説明をいたします。まず、計画の19ページの1、産業の振興(3)計画の欄でございますが、左側の変更前のおまけつき商品券発行事業、商工会イベント事業につきましては、右のように、おまけつき商品券発行事業費補助、商工会イベント事業費補助としておりまして、県の指摘により、事業費補助ということで、事業主体がはっきりあさぎり町とわかるように変更があったものでございます。その下、3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の(3)計画欄につきましては、変更後の計画に(3)林道日栗線、L75メートル、法面改良、あさぎり町を追加するものでございます。次のページです。計画の28ページの5高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)計画欄の(3)児童福祉施設、保育所の特別保育事業(延長及び障害児保育事業)につきまして、特別保育事業費補助、延長及び障害児保育事業、と変更し、(4)認定こども園施設整備事業費補助、あさぎり町、及び(7)過疎地域自立促進特別事業、子供医療費助成事業、あさぎり町重度心身障害者医療費助成事業、あさぎり町を追加、(8)その他の最下段に出生祝い金事業、あさぎり町を追加するものでございます。最後に計画書の36ページ、区分4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業計画、平成28年度から32年度過疎地域自立促進特別事業分欄に、右の表のとおり、(7)過疎地域自立促進特別事業、子供医療費助成事業、あさぎり町、重度心身障害者特別医療費助成事業、あさぎり町を追加するものです。次のページです。あさぎり町過疎地域自立促進計画参考資料、新旧対照表になります。中ほどの事業内容につきまして、おまけつき商品券発行事業費補助、商工会イベント事業費補助の文言の変更をしております。ページ下のほうで日栗線、L75メートル法面改良、2,000万円を追加しております。次のページです。上のほうで特別保育事業費補助、括弧延長及び障害児保育事業の文言の修正、その下、認定こども園施設整備事業費補助、9,142万4,000円の追加、子供医療費助成事業、1億7,133万4,000円の追加、重度心身障害者医療費助成事業、1億800万円の追加、出生祝い金事業3,600万円を追加するものでございまして、それに伴い、総計が変更されているところがございます。以上で議案第15号、あさぎり町過疎地域自立促進計画の変更についての説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第16号

◎議長(山口 和幸君) 日程第2、議案第16号、あさぎり町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

●町長(愛甲 一典君) 議案第16号、あさぎり町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。被害の実情に応じた見舞金を支給する必要があるため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) それでは、議案第16号について説明をいたします。本条例の改正につきましては、火災、地震などの災害により被災された方への見舞金制度となっておりますが、風水害などより被害の実情に応じた見舞金を支給する必要があるために、内容の一部を改正を行うものでございます。4ページの新旧対照表で説明をいたします。第3条で支給要件及び見舞金の額を規定しておりますが、第3条及び第4号で、「納屋」とありますのを、「納屋等」とし、第5号の「附属家屋」とありますのを、「の被害」に改める内容となっております。この条例につきましては、町村合併時の新町例規として施行されておりましたが、これまでは地震や火災といった災害に対して調査確認の上支給を行ってございましたけれども、昨今の全国で発生しております水害や土砂災害等による被害の事例を踏まえまして、建物などの一部損壊などの被害事例を踏まえた全壊や半壊以外の、例えば大雨による建物内への浸水などにおいて一部損壊などの被害が発生した場合においても、要件を満たせば被害の程度により町長が判断し、支給できるように改正を行うものでございます。支給要件につきましては、条例の各号に定めている支給要件に加えまして、この条例の施行規則に規定している支給要件も満たさなければならないこととなっております。規則では、被災家屋については、常に使用しまたは使用し得る状態に管理していること、そして、納屋のうち簡易な構造の建物は除くと規定しております。実際には、被害のあった建物につきましては、生活福祉課の担当職員と税務課の担当職員で現地調査を行いまして、その被害の状況を判断し、町長決裁を経て支給を行っておりますが、住居以外の建物についても、納屋という意味での農業機械器具類の収納した建物という解釈に限らず、事務所や店舗、作業場などを含めた建物についても、指定要件を満たせば対象となり得ることとなります。なお、本条例につきましては、公布の日から施行し、平成30年6月1日から適用するとしてしております。本年度に入りまして、6月20日の大雨が降りました折の住居の土間ではありますけれども、生活スペースである台所の浸水及び、7月3日の土砂災害による住居の一部損壊事案に適応するための施行日となっております。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越委員。

○議員(10番 皆越 てる子さん) 皆越です。上限は20万15万とありますけれども、その被害の程度で見舞金を出すということもございますけれども、最低いくらぐらいからの見舞いということに申し合わせはありませんでしょうか。

◎議長(山口 和幸君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい、ただいまの御質問でございますが、本条例につきましては、あくまでも見舞金的な制度ということでございますので、条例にあります30万、20万、4号で納屋等の半壊及

び半焼の15万円、を基準といたしまして、被害の実情に応じて、現地調査の上見舞金の額を決定をし支給をしております経緯がございます。したがって、その被害の応じた補償という考えではなくて、あくまでも見舞金を支給するという基本的な考えに基づいての制度となっておりますことを御理解いただければと思います。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。今回ですね、私もその今後の防災訓練に行ったときに、畳がですね、やはり床上浸水で濡れたというような実例で体験したわけですが、やはりそういう事例があってこそ、こういう条例の見直しができたなということで理解はしておりますけれども、幾らぐらいから見舞いが出せるかなと思いましたので質問させていただきました。

◎議長（山口 和幸君） ほかにございませんか。質疑ありませんか。質疑ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第17号、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第17号、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは、議案第17号について説明をいたします。今回の改正につきましては、この条例の上位法令となっております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、厚生労働省の省令でございます。の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、当町における関係条例の一部を改正するものでございます。小人数でゼロ歳から2歳の子供の保育を行う家庭的保育事業につきましては、主に都市部で行われておりますが、別に説明資料として配布をいたしております、資料の1ページの表の内容のとおり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業者内保育事業の四つの種類がありまして、現在あさぎり町内では、この家庭的保育事業所は開設されてはいない状況でございます。今回の改正の主な要点といたしましては、家庭的保育事業は、その事業規模が小さいために、業務を行う職員の病気などにより、かわって保育を行う代替保育を提供する保育所との連携施設が必要となっておりますけれども、その確保が著しく困難な場合の連携施設の要件を緩和するという内容となっております。次に、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合における居宅での調理に関する規定の適用猶予期間の延長と、調理設備の確保が困難などの理由で居宅での調理が行えない場合において、必要な体制を確保するという努

力義務を課しつつも、規定の適用を10年間延長すると、失礼しました。10年間猶予するという点が内容となっております。また、この居宅で保育が行われている場合における食事の提供の特例に関しての外部からの搬入施設の拡大で、町が認める事業者からの食事の外部搬入も可能とするという内容となっております。それでは、7ページからの新旧対照表をお開きください。はい、第1条、第5条、及び第6条の改正部分につきましては、法制執務上の観点から、省令番号の表記や関連する他の条文を示す条例文の表現や、句読点の追加などの修正について、今回の改正にあわせて行うものでございます。次の8ページをお願いいたします。この8ページにつきましても、保育所、幼稚園、認定こども園の法的定義を括弧書きで追加するものとなっております。同様の追加修正の部分を各ページで行っております。下段の第2項から次の9ページをお願いいたします。今回の改正により、新しく追加される部分となっております。先に説明いたしましたように、従事する職員の病気等による代替保育を提供する保育所との連携施設の確保が著しく困難な場合における連携施設の要件の緩和となっております、その要件を9ページの第1号、第2号で規定をしております。次の第3項では連携を行う事業者を追加している内容となっております。ここで、小規模保育事業を行う事業者の種別でA型B型とありますのは、職員数並びに職員の資格、定員などの基準により区分されているもので、別途配付いたしております資料内容のとおりとなっております。次の第16条につきましては、食事の提供の特例を規定しておりますけれども、次の10ページの中程に第4号として追加しております内容が、食事の提供もとなる外部搬入事業者の要件となっております。続きまして、12ページの附則第2条につきましては、食事の提供の経過措置に関する規定となっておりますが、中ほどの第2項として、第1項の規定にかかわらず、第15条に規定する食事の自園調理、居宅での調理ということでございます。及び第22条第4号に規定する衛生的な調理設備を設置する部分、それと第23条第1項に規定する調理員を置く部分、これにつきましては、施行日から起算いたしまして、10年間は適用しないことができるということとしております。そして、併設しているほかの社会福祉施設で調理する方法を含めまして、必要な体制を確保するような努力義務とするという内容となっております。最後に、この条例は公布の日から施行することといたしております。改正の内容から、施行に関しての準備期間や周知期間を置く必要がないと判断されたことによるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第18号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第18号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11

の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、おはようございます。それでは議案第18号につきまして御説明いたします。本規約の変更を行うには、広域連合を構成するすべての市町村の同文議決が必要となりますので、県内全市町村の9月議会において、本議案が提案されることになっております。内容につきましては、新旧対照表によりまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。3ページの左のほう、新となっておりますところが改正案でございます。右のほうが現行の規約でございます。第7条、広域連合の議会の組織でございますけれども、議員の定数は現行では32人となっておりますけれども、構成市町村から1名ずつの45人に変更するものでございます。それから第2項です。これまでは、各団体から8名ずつを選出しておりましたけれども、改正案では首長または議会の議員から選出するというように変更するものでございます。第8条、広域連合議員の選挙の方法についてでございますけれども、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選出することになります。続きまして4ページをお願いいたします。第2項でございますけれども、改正案の第2項、前項の規定による選挙については、地方自治法118条の例によるとなっておりますが、これは普通地方公共団体の議会において行う選挙に関する規定でございます。それから下のほうですけれども、第9条、広域連合議員の任期でございますけれども、これまでは2年となっておりますけれども、当該構成市町村の長または議会の議員としての任期に変更するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第18号は原案通り可決されました。

日程第5 議案第19号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第19号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第19号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億599万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,248万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第6号を説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の変更

は第2表地方債補正による。次に8ページをお願いいたします。第2表地方債補正の変更でございます。表右側の欄、補正後の限度額でございますが、臨時財政対策債の借入限度額が、2億3,880万円に確定いたしましたので、1,790万円の減額を行うものでございます。次の社会教育施設整備事業債でございますが、420万円の減額を行うものでございます。理由としましては、一つが、当初予算に計上いたしました高山運動公園基本設計事業分でございます。県と協議をする中で基本設計には起債が充てられないということで、1,090万円の減額をするものと、新規で今回せきれい館駐車場西側進入路分の起債670万円を計上しておりますので、これを合わせて420万円の減額となるものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。次に11ページをお願いいたします。企画財政課分につきまして説明いたします。歳入でございます。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の不足する財源として、1,342万円普通交付税を充当したものです。ここで平成30年度の普通交付税の額が決定しましたので、お知らせしておきたいと思っております。本年度は合併算定替の特例の最終年度となりまして、1本算定との差額の1割という部分で交付されることとなりますが、44億8,646万円、44億8,646万円ということで昨年度と比較して9,881万9,000円の減額にとどまっております。次のページをお願いいたします。最上段、目1総務費県補助金の地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金でございます。熊本地震復興基金交付金事業となります。熊本地震によりまして、岡留神社の第3鳥居が一部破損しておりまして、神社総代会で修理は平成28年度10月に終了しておりますが、遡及して申請が可能であるということで、今回申請したものでございます。事業費の2分の1が補助金となりまして同額を岡留神社総代会へ補助するものでございます。次のページです。2段目の款19繰越金につきましては、決算が確定し、繰越金が4億8,031万7,000円で確定いたしましたので、当初予算との差額を計上したものです。その下、目3雑入の市町村振興協会市町村振興事業補助金でございますが、宝くじの益金の一部を市町村に補助されるものでございます。最下段の款21町債につきましては、先ほど第2表地方債補正で説明したとおりでございます。次に歳出でございます。15ページをお願いいたします。人件費につきましては、総務課から説明がございますのでよろしくをお願いいたします。ページ中ほどの目7企画振興費の節19、負担金補助及び交付金のくま川鉄道経営安定化補助金でございます。くま川鉄道の平成29年度分の経常損益を10市町村で負担するものでありまして、総額2,863万5,000円のうち、あさぎり町の負担額が618万円となるものでございます。地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金は、歳入で説明いたしました岡留神社分でございます。目8電子計算費、電算システム改修委託料でございますが、収納消込システムの改修でございます。一括還付ができる機能を追加するものでございます。次にその下、目14基金費の節25財政調整基金積立金でございます。地方財政法第7条において、決算余剰金を生じた場合において当該余剰金の2分の1を下らない額を積み立てるか、地方債の繰り上げ償還の財源にしなければならないと規定されておりますので、繰越金から当初予算時の繰越見込み額を引いた2分の1の額を今回財政調整基金に積み立てるものでございます。以上で、企画財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。続きまして、総務課所管分を説明いたします。また、今回は議会費の補正もございますので、あわせて説明いたします。では、12ページをお願いいたします。まず、歳入について説明いたします。三つ目の枠の目2一般寄附金は、本町の振興のため、2団体から計15万円の寄附の申し出があり、受け入れるものでございます。なお、2団体ともに具体的な目的の特定はなされませんでしたので、協議の結果後ほど歳出で御説明申し上げます社会福祉施設、備品購入費に充てさせていただくことといたしました。次に、13ページをお願いいたします。三つ目の枠の目3雑入、説明欄の2段目の職員健診個人負担金は、受診職員数が当初見込みを上回ったため個人負担金を増額するものでござい

ます。次に歳出について説明いたします。15ページをお願いいたします。まず一つ目の枠の目1議会費では、本年6月15日に地域公共交通調査特別委員会及び防災拠点整備特別委員会が設置されたことから、設置日以降に支給する両委員会委員長の報酬及び期末手当に対する不足分を補正するものでございます。次に、二つ目の枠の最上段の目1一般管理費では、健診受診職員数が当初見込みを上回ったため、職員健診委託料を増額補正するものでございまして、歳入で説明いたしました、職員健診個人負担金を特定財源として充当するものでございます。19ページをお願いいたします。三つ目の枠の目3消防施設費では、消防団組織再編での統合により使用しなくなった旧9分団2部、齊堂区でございます。の詰所を解体し、周辺整備を施工する工事請負費を計上するものでございます。次に、目4防災管理費では、当初予算において警報発令時の待機や自主または指定避難所の運営に当たる職員及び防災担当職員に対し支給する手当を前年度実績により計上していたものでございますが、既に6、7月において4回の対応に支出したことから、今後の対応に備えるために補正するものでございます。最後に、今回給与費を補正することから、給与費明細を添付しておりますので、説明いたします。21ページをお願いいたします。給与費明細では、給与費の補正後、補正前の額及びその比較を示すものであり、比較の欄に示す額が今回の補正の額となるものでございまして、1特別職では、議員報酬及び議員期末手当が増額となるものでございます。22ページをお願いいたします。22ページの2一般職では、職員手当が防災管理費における時間外勤務手当及び宿日直手当の補正により増額となるものでございます。23ページをお願いいたします。23ページでは、補正した一般職の給与費を増減事由別に示すものであり、今回の補正事由はその他の増減分となるものでございます。以上で、議会費及び総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。それでは町民課所管の補正予算について御説明申し上げます。まず、15ページをよろしくをお願いいたします。失礼いたしました。まず、歳出のほうから御説明をさせていただきます。最下段になります。目1戸籍住民基本台帳費、節13の委託料でございます。戸籍記録文字情報抽出委託料でございます。戸籍事務のマイナンバー制度導入に向けまして、戸籍情報システムで利用しております外字を抽出する作業の委託料でございます。戸籍は市区町村ごとに外字がつくられておりまして、戸籍に使用される文字コードが統一をされておりません。そのことから、文字コードを統一するための文字の同定作業が必要となり、その戸籍記録文字の抽出作業に係る経費でございます。続きまして11ページをお願いいたします。歳入になります。4枠目でございます。目1総務費、国庫補助金の節2、社会保障税番号システム整備費補助金でございます。歳出のほうで御説明申し上げました戸籍事務のマイナンバー制度導入にかかりますところの戸籍情報システムから外字を抽出するために要するシステム関係経費で、法務大臣が必要と認めました補助対象経費の10分の10を補助するものでございます。全額補助で上げております。以上で、町民課所管の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） それでは、生活福祉課所管の補正予算の説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。今回の歳入予算の主なものにつきましては、養育医療費関係の負担金の追加と臨時福祉給付金、保育所などの施設型給付費の過年度分の実績精算に伴う国、県負担金などの返還金が多くなっております。2枠目の款12、分担金及び負担金から、3枠目の款14国庫支出金、1番下の枠の款15、県支出金までの各目各節における保健衛生費負担金につきましては、養育医療費のそれぞれの負担割合に基づく保護者負担金、国庫負担金、県負担金でございまして、過去3年間の実績をもとに当初予算で措置をしておりましたが、不足が生じたため、今回4人分の追加をお願いするものでございます。それぞれ負担割合が国庫負担金が3分の1、県負担金が4分の1と負担割合となっております。次に13ペ

ージをお願いいたします。中ほどの目3雑入、1雑入で、3行目になります。臨時福祉給付金2万6,000円につきましては、過年度分8名分の返還金、次の施設型給付費返還金につきましては、平成28年度実績に基づきましての返還金となっております。次の国庫負担金精算金74万5,000円と県負担金精算金37万2,000円につきましては、昨年度、平成29年度の実績に基づきましての国2分の1、県4分の1でのそれぞれの追加交付となっております。続きまして歳出16ページをお願いいたします。今回の歳出補正予算の主なものにつきましては、障害認定区分認定調査と災害時要援護者調査業務を行っております非常勤職員の出産に伴う休暇期間中における臨時職員の賃金等と今回リニューアルいたしましたヘルシーランド施設の周辺のサインの看板類、それと安全対策についての意見や御要望などを調査した上で必要な措置を行うための修繕料、工事請負費並びに備品購入費と、歳入で説明をいたしました過年度精算に基づきましての各種返還金と養育医療費給付費となっております。まず、目4障害者福祉、節7賃金につきましては、臨時職員4カ月分の賃金と通勤手当分の追加をお願いいたしております。次の節28、繰出金につきましては、球磨郡障害認定審査会における前年度分の決算の確定に伴いまして、当町からの特別会計への繰出金を減額補正するものでございます。次に、目7社会福祉施設費、節1、失礼しました。節11需用費の修繕料につきましては、特別委員会時などにおいて、議員の皆様方からの御意見をいただきましたけれども、ヘルシーランドへの誘導看板を張りかえるものでございまして、国道沿い1箇所、入り口の標識1箇所、大看板1箇所と、国道沿いの木製看板が劣化が激しく、古くなっておりますために撤去をするための費用となっております。次に、節15工事請負費につきましては、ヘルシーランド西側に設置してあります百太郎溝への転落防止用の木柵が劣化によりまして、一部分が欠損しております。今回施設敷地内の区間において、ガードパイプを設置するものとなっております。またクラフト館を解体撤去した後、駐車場として拡張整備をいたしておりますけれども、特に周辺部分が夜間に暗いという御意見を聞きまして、現地調査を行った上で投光器タイプの街灯を2箇所に設置する費用となっております。次に節18、備品購入費につきましては、今回の改修によりまして、大広間のステージの幕につきましては、劣化が激しいということから撤去いたしました。このことに基づきましての更新の設置を行うものでございます。次の目8、臨時福祉給付金給付事業、節23、償還金利子及び割引料につきましては、給付要件が充足しなかった分の返還金として、平成27年度分1名、平成28年度分7名分の返還を行うものでございます。次の枠で目1児童福祉総務費、節23償還金利子及び割引料で62万円の追加をお願いいたしております。施設型給付費国庫負担金返還金と次の県負担金につきましては、平成28年度実績確定による返還金となっております。次の地域子供子育て支援事業費国庫補助金返還金につきましては、平成29年度における実績に基づく返還金、最後の施設型給付費の県補助金につきましては、平成28年度実績確定によります県への返還金となっております。次の17ページをお願いいたします。目9養育医療費、節20扶助費で養育医療の給付費の追加85万2,000円をお願いいたしております。歳入で説明いたしましたが、今回不足が生じております4名分の給付費を追加するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

- 高齢福祉課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分の補正予算を説明いたします。歳入より説明いたします。13ページをお願いいたします。1番目の枠になります。目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入金として1,277万1,000円を計上しております。これは平成29年度介護保険事業特別会計の決算により、事業費が確定したため、本町の介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の返還分を一般会計へ繰り入れるものでございます。次に、歳出になります。16ページをお願いいたします。1段目、1番上の段になります。目2老人福祉費、節23償還金利子及び割引料、介護保険低所得者対策事業県補助金返還金、6万1,000円を増額します。これは低所得で生活が困窮している方に対しまして、

介護サービスの利用促進を図るために介護サービスを提供する社会福祉法人へ交付された県からの補助金を精算し返還するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは、健康推進課分を御説明いたします。それでは17ページをお願いいたします。歳出でございます。目7健康づくり推進事業費、節8報償費、医師等謝金42万4,000円の減額でございます。これは、歯科衛生士に対する謝金でございますが、2人体制で小・中学校、それから保育園等で歯科保健指導を行っていただく予定でございましたけれども、お1人の方が自己都合により退職されましたので、1万5,722円の27回分を減額するものでございます。それから、節23の償還金利子及び割引料、自殺対策推進事業費補助金返還金3万6,000円でございます。これは平成29年度事業の交付決定通知に基づくものでございます。内容は、上地区において、40歳以上の方を対象としてうつスクリーニングの調査を熊本大学の協力のもと実施しましたが、調査用の印刷費等の事務費が見込みよりも安くなりましたので、その分の補助金を県に返還するものでございます。それからその次目8の保健センター管理費、節11需用費修繕料の13万7,000円でございます。免田保健センターの放送機器が故障しておりますので、その修繕料と上保健センターの準備室の配水管が破損し、目詰まりを起しておりますので、その修繕料を計上いたしましたものでございます。健康推進課分は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、農林振興課所管分につきまして説明いたします。まず歳入からとなります。12ページをお願いいたします。1枠目の目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金、2行目の産地パワーアップ事業補助金につきましては、あさぎり菓草合同会社が、ミシマサイコの収穫に係る機械の導入について事業を実施するものです。その下の節3、林業費補助金の特用林産物GAP導入推進事業補助金は、これまでのタケノコ竹材生産支援事業補助金で竹林整備を行うために、県から2分の1の補助金を受け入れ事業主体へ交付するものです。特用林産物施設化推進事業補助金は、あさぎりキクラゲ生産組合が実施する設備導入のための県補助金30%分を受け入れ、町の林業振興補助金と合わせて交付するものです。緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金は、高性能林業機械の導入を行う町内の事業者に対し、県補助金40%分を受け入れ、町の林業振興補助金と合わせて交付するものです。次に、最下段の目5林業振興基金繰入金の305万7,000円は、林業事業者に対し、あさぎり町林業振興基金を活用し事業を行うもので、今回9件の申請があり林業振興機械整備事業補助金に1件200万円、特用林産物施設化推進事業補助金に2件の84万1,000円。林業従事者育成促進事業補助金に6件の21万6,000円の申請があり、事業を実施していただくものです。続きまして歳出となります。17ページをお願いいたします。2枠目の目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金、獣害対策事業補助金は、当初50万円の予算を計上し獣害対策の申請事務を行っていましたが、昨年と比較しまして多くの獣害対策の申請をいただき、不足が生じたので今回追加補正をお願いするものです。目8水田農業経営確立対策事業費、節19負担金補助及び交付金の産地パワーアップ事業補助金427万円は、あさぎり菓草合同会社がミシマサイコ洗浄機3台、自動梱包機1台、根掘り取り機2台の整備事業に取り組むもので、国2分の1の補助率により、総事業費は922万4,000円となるものです。18ページをお願いいたします。上段の目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金の特用林産物GAP導入推進事業費補助金は、県の補助金を活用し竹林整備を行うもので、0.9ヘクタールの竹林整備について事業者から申請があり、県の2分の1の補助率で総事業費が97万2,000円を予定しているものです。特用林産物施設化推進事業補助金180万4,000円は、あさぎりキクラゲ組合が暖房施設一式と乾燥機1台を整備するもので、県の補助率30%と町の林業振興基金事業から補助金64万1,000円を含めた、160万4,000円となり、総事業費が320万8,000円となる

ものと、もう1件は、シイタケ生産者からシイタケスライサー43万2,000円の設備導入申請があり町の林業振興基金事業から補助金20万円を補助するものです。林業従事者育成促進事業補助金は、林業従事者が個人で使用するチェーンソーや刈り払い機の林業機械を導入する経費について、林業振興基金事業から補助率50%以内で支援するもので、今回は6件の申請があったものです。緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金は、町内の事業者が高性能林業機械の集材機スイングヤーダ1台を導入するもので、総事業費が2,154万7,000円で、県の補助率40%の798万円の事業申請が採択されたことから、町の林業振興基金事業による補助金200万円を含めた、998万円の補助を行うものです。次に目4林道維持費、節14使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、6月7月の豪雨災害で崩土により数箇所の現場での土砂撤去等を実施しましたが、今後の災害に対する備えもありますので、予算確保を行うために補正予算をお願いするものです。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時16分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、商工観光課の補正予算説明いたします。18ページをお開きください。中段の目1観光費、節13委託料、設計委託料50万円ですが、これはビハ公園キャンプ場トイレ改修工事の設計委託料です。当初予算で管理棟手すり改修工事の設計委託料計上しておりましたが、合わせてトイレ和式から洋式への改修工事を計画したいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分の補正予算について御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。はい、歳入からです。下から2枠目の目5土木費国庫補助金、節2道路橋梁費補助金でございます。218万7,000円です。舗装法面補修事業の道路防災点検補助率が当初の見込みより見込んでおりました率より低く内示がございましたので、その分の減額と、来年度舗装補修事業のための舗装構造評価調査用の分の追加内示がございました。あわせて、橋梁補修事業の増額の内示がございましたので、合わせて218万7,000円の増額をお願いするものでございます。12ページをお願いいたします。1番上の枠でございます。目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金、農業農村整備事業推進交付金120万の減でございます。団体営農村整備事業は今年度3箇所要望しておりますが、その中のあさぎり第10号というところがございます。排水改修工事について、国の補助金はつきましたが、熊本県の予算が限りがあり、補助をつけることができないということでございますので減額するものでございます。後ほど歳出で御説明いたしますが、国の補助がついておりますし、排水路の痛みも激しいため早期に工事をするために、県の補助金の減額分となった分を一般財源で対応するようにお願いするものでございます。次の枠の目3土木費県委託金でございます。節1河川費委託金21万円でございます。当初7河川8箇所の護岸雑草処理としておりましたが、1河川1箇所追加となりましたので、増額をお願いするものでございます。17ページをお願いいたします。下の枠の目16農地費、特定財源の国庫支出金120万の減は、歳入で説明いたしました県補助金の減による財源更正を行ったものでございます。節11需用費、修繕費174万5,000円。今年の6月7月の豪雨により排水路等に被害が出ておりますので、その修繕費用としてお願いするものでございます。節14使用料及び賃借料、機械借り上げ料74万3,000円でございます。土砂浚渫の箇所や排水路の土砂浚渫を当初計上しておりましたが、こちらも6月7月の豪雨により浚渫を行い、残

りの予算が少ない状況となりました。今後も雨により土砂堆積が見込まれるため、その浚渫費用として増額をお願いするものでございます。目19清願寺ダム管理費、節19負担金補助及び交付金180万円。熊本県の清願寺ダム防災事業負担金の増額ですが、こちらも6月7月の豪雨によりダム湖に漂着した流木の処理を行うため、事業費増等による負担金の増額をお願いするものでございます。18ページをお願いいたします。1番下の枠の目2道路維持費、節3職員手当の時間外手当6万6,000円です。祝祭日及び夕方、時間外の夕方におきまして、道路等の倒木処理を職員で行っております。6月7月の倒木処理等が多く、予算がない状況となりましたので、今回お願いするものでございます。節11需用費修繕料、300万。7月の豪雨により、町道皆越線で3箇所法面が崩壊したために応急復旧を行いました。その費用の支出により修繕費が不足しておりますので、増額をお願いするものでございます。節13委託料の調査設計委託料600万の増額でございます。こちらは歳入で御説明いたしましたとおり、道路防災点検補助額の減額、それから舗装事業を行うための舗装構造評価調査の増額の合計で600万を増額するものでございます。節14使用料及び賃借料40万。こちらも6月7月の豪雨により、土砂撤去等で予算を支出しております。今後も道路の土砂撤去や倒木処理の作業用の借上料として必要なことから、増額をお願いするものでございます。19ページをお願いいたします。1番上の枠の目1河川総務費、県管理河川の免田川1箇所追加となった分の増額をお願いするものでございます。失礼しました。節13委託料の県河川除草委託料21万円が1箇所追加となった分を増額をお願いするものでございます。節14使用料及び賃借料、機械借上料115万円でございます。こちらも6月7月の豪雨により河川の倒木処理等で予算を支出しております。今後、河川の浚渫や倒木処理の作業用に必要なことから、増額をお願いするものでございます。続きまして目2河川改修費、節15工事請負費420万。準用河川、町が管理する河川でございます。の田頭川に洪水調節のために設置しております放水門が、老朽化により2ゲート扉がございますが、1ゲートが開閉不能となっております。また残りの1ゲートも老朽化により、腐食等もあり、大変作業が困難な状態となっております。そこで2ゲートともに開閉装置とラック棒等を交換する修繕工事のため増額をお願いするものでございます。2枠目の目1公園費、節15工事請負費90万円。岡留公園の南側の寄附を受けた造成地のところですが、公園の法上から造成地のところまで法高が3メートルほどございます。危険な状態ですので、転落防止柵設置工事費の増額をお願いするものでございます。以上、建設課所管分の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい、それでは教育課所管分について説明申し上げます。歳出19ページをお願いいたします。1番下の枠になります。小学校費の目1学校管理費、節15工事請負費でございます。深田小学校校庭の東側民家との境に建築基準法に適合しないブロック塀がございますが、すぐそばに一部破損破れなどが見られる状態の防球ネットが設置されております。これを更新することで、ブロック塀倒壊時の児童の安全を図ることができますので補正をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。目2公民館費、節15工事請負費でございます。深田校区公民館、せきれい館の利用者の利便性を高めるために、西側の県道小枝深水線からの進入路を新設するものでございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、上地区の神殿原区他八つの公民分館から申請がありました公民分館等施設整備費補助金でございます。下の枠になります。目1保健体育総務費、節12役務費でございます。全国大会以上に出場されます個人、団体等を本町交差点、免田地区の本町交差点、元五差路地点に横断幕を掲示しておりますけれども、本年度は予定しておりました件数を上回る状況となっておりますので、補正をお願いするものでございます。目2体育施設につきましては、地方債のところの説明がございました、その町債によります財源更正となっております。教育課所管分については以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかに説明漏れはないですね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑

を行います。質疑ありませんか。市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） はい。それでは2点お伺いいたします。1点は健康推進課、もう1点は教育課にお伺いいたします。P17ページをお願いいたします。こちらですね、目7の健康づくり推進事業、こちらにおきまして医師等謝礼金の減額ということで、歯科衛生士さんの1名減ということでお伺いいたしました。こちらについては、やはりあの子供たちの口腔ケア、しっかりとしなければいけないことだと私は思っております。こちらに関して、今現在1名で対応が足りているのか、そしてまた減らしてですね、町としてはもう1名はどうしても確保したいということであれば、また上げられるのかの確認です。それとはもう1点はP20ページ、教育課のほうに先ほど説明ございました横断幕ですけれども、今回子供たちがたくさんいい成績をですね、上げられております。報告もいただいておりますけれども、こういった子供たちにあそこで上げるということですね、たくさんあったときにどうしても字が小さくなったりとか見づらいか、あと期間をどれぐらい、基本的に設けて上げておられるのかを、この2点お聞きいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 最初の質問のですね、医師等謝金の件でございますけれども、昨年までお2人体制でやっておりまして、今年の4月5月あたりまではですねお2人でやっておられたんですけども、1人のほうが自己都合ということで、おやめになりまして、そのあと1人になったわけですけども、学校の先生方とか保育園幼稚園の先生方ですね、御協力をいただきながらやっているというような状況でですね、ブラッシング指導とかも子供たちも今何年かなりますんでですね、そういうことで慣れても来ているというようなことで、今年は1名体制でとりあえずしようがないなというようなことで行っているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、横断幕のまず文字の件でございますけれども、一応28年度からあその場所に掲示させていただいておりますけれども、やはりどうしても場所の問題、それから横断幕、例えば団体で出場された場合の人数とか多くなりますと、文字が小さくなるという部分はしようがないのかなというふうには考えております。御理解いただきたいと思っております。それから期間についてでございますけれども、特段決めておりませんが、次の掲示の出場される方が出てきた場合には、その期間1日2日でとりあえず前の方のですね、2、3日はずすんではなくて、やはりそこは1週間2週間は計上させていただいて、次の方の掲示を行うというふうな配慮といえますかその辺はしているつもりではございます。

◎議長（山口 和幸君） 市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） それでは、健康推進課のほうにもう1度お尋ねいたします。そうしたときに、町としてはもう1名来年は増やして2名体制でいこうかっていう考えなのか、一応この期間をですね、ある程度やられたということで、1名体制を今後継続されているのかをお聞きします。教育課のほうには、これをですね、例えばえっとですね。多くの方があそこを通られますので、できるだけ町外の方もですね、通勤等で通られてああ町の子達こういう成績をおさめるんだなっていうことがございます。例えば、湯前、多良木か湯前か素晴らしい電光掲示板が奥にですねあります。今後やはり子供たちの素晴らしい成果を示すって言いますか、するための今後そういった考えとかもあれば思いますけれども、お考えを伺います。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 歯科衛生士の件ですけども、今後ですね、今まで2人でやっていたのを1人になったというようなことで、今後不都合とかがないかとかですね、歯科衛生士とか学校の先生とかですね、話を伺いながら、来年の体制は決めていきたいと思っておりますけれども、はい、そういうことで進めていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、電光掲示板の件でございますけれども、今の場所に移す際にですね、その件は一応執行部のほうでも検討させていただきました。電光掲示板で行う場合にはそういった出場される方々の掲示だけではなくてですね、その他の例えばイベント関係の掲示でありますとかいろんな使い方があるといふふうな検討しております。ただ、その時点ではちょっと費用がそうとうかさむということでちょっと断念したっていう経緯はあるところでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） はい、そういうことであれば、また検討していただいでですね、子供たちの活躍の成果があらわれるようつなげていただければと思います。

◎議長（山口 和幸君） 答弁はよかですね。ほかに。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。ページは17ページ、農林水産業費でございます。この中にですね産地パワーアップ事業補助金の項目ございますけど、合同会社がですね機械を導入するときの補助金でございますけど、2分の1の補助率であって、補助残の2分の1に関して負担は合同会社のみなのか、以前はツムラさんの無償貸与で機械は随分助かっておられたんですけど、今現状はその辺のところはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、機械につきましては、現在のところは無償貸与ということになっておりますけれども、今後新たな機械を整備するに当たりましてですね、合同会社のほうが整備をするということにしておりますが、今回からですね株式会社ツムラのほうから、合同会社のほうへは、会社運営の支援として手数料を交付いただくことになっております。そういったものを活用されて、今回導入予定されているものですが、ちょっと資料をちょっと現在持ち合わせておりませんので、詳しい内容につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 他に。橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） 工事請負、社会福祉施設費の工事費の中で先ほどヘルシーランドの件、こまかもんでですねこれは、ヘルシーランドの件を説明されましたが、それこそあの今回のリニューアルして、今車がちょっと通るところで駐車場のまわりのですね、外側線というか、ロータリーの周りの線のほうをちょっときちっとしていただいで事故がないような整備も今回この工事の中に含まれているのかお聞きします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、ヘルシーランドの正面玄関前の駐車場、今回クラフト館の撤去によりまして、新たに拡張整備を行ったわけでございます。正面にロータリーがございますので、通常時計回りに回っていただくような誘導する必要があるということで工事の際に、時計回りに回るような矢印のほうへと表示はいたしました。その後やはりもう少し、直接、右側の駐車場のほうに行かれる車もあるので、危険ではないのかというような指摘も受けております。現在施工をしていただきました業者の方の技術の方にですね、平面図にこちらのほうで案をつくりましてちょっと見ていただいで、そして現場において適切であるかということを検証いたしました。できれば配当されております本年度予算の範囲内で改修といひましょるか、再表示をさせていただければというふうで内部で検討しているような状況でございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） そうでありましたらですね、早目に事故がないようにですね、対応できるように今回の工事費でできるのであればやってほしいと思っております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかに、質疑在りませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第20号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第20号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,144万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、それでは3ページのほうですけれども、引き続き読ませていただきます。第1条の第2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。ということで、続きまして内容のほう8ページのほうをお願いしたいと思います。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金、129万2,000円でございます。今回の補正につきましては、歳出に見合います金額を繰越金として計上いたすものでございます。続きまして9ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、目5償還金、節23償還金利子及び割引料、退職者医療交付金返還金129万1,000円でございます。これは、平成29年度の退職者医療費の実績によりますところの交付金の金額が確定しまして、129万1,000円多く交付を受けていたということで返還するものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、議案第21号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第21号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,605万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,731万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） はい、議案第21号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号につきまして御説明申し上げます。予算書3ページを引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。歳入から御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。1番上になります。目1繰越金、節1繰越金、繰越金6,605万8,000円を増額しております。これにつきましては歳入分になっております。次に歳出を説明いたします。9ページになります。1番目の枠、節20、目1介護認定審査会費、節28繰出金、球磨郡介護認定審査事業特別会計繰出金4万4,000円を減額します。これは球磨郡介護認定審査会、審査事業特別会計の平成29年度決算に伴いまして、事業費が確定したことによりまして、本町分の負担金である繰出金を減額するものでございます。2番目の枠になります。目1第1号被保険者還付加算金、節23償還金利子及び割引料、第1号被保険者還付金5万8,000円の増額は、介護保険料の過誤納入分を還付するものでございます。還付理由といたしましては、被保険者の死亡及び所得段階変更によるものでございます。次の項2、目2償還金、節23償還金利子及び割引料、介護給付費負担金、返還金4,868万6,000円の増額は、平成29年度の介護給付の事業実績に基づき、国県へ返還するものでございます。次の行の地域支援事業交付金返還金436万1,000円の増額、支払い基金交付金返還金7万4,000円の増額、システム改修事業補助金返還金15万1,000円の増額も平成29年度の事業実績に基づきまして、それぞれ国と県、支払基金、国へ返還するものでございます。3番目の枠になります。節28繰出金、一般会計繰出金1,277万2,000円を計上しております。これは介護保険給付費などの町負担分を精算した金額を一般会計へ繰り出すものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号

◎議長（山口 和幸君） 日程第8、議案第22号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算

第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第22号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、556万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 議案第22号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。予算書3ページを引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正は平成29年度の球磨郡障害認定審査事業特別会計の決算に伴い、事業費が確定いたしましたので、構成町村の本年度分の負担金を調整するため補正するものでございます。歳入から説明いたします。8ページをお願いいたします。1番目の枠になります。節1認定審査事業負担金、認定審査事業負担金、37万6,000円を減額しております。これは、平成29年度の決算によりまして、事業費が確定したことで、本年度の事業運営に係ります構成町村の負担金を減額するものでございます。2番目の枠になります。節1、一般会計繰入金、一般会計繰入金8万3,000円を減額します。これも事業費が確定したことで、本年度の事業運営に係る本町の負担分を減額するものでございます。3番目の枠になります。節1繰越金、前年度繰越金53万1,000円を増額しております。次に歳出を説明いたします。9ページになります。1番上の1行目になります。節1報酬、障害認定審査会委員報酬6万円を増額します。これは認定審査会の開催回数を調整したため、不足する審査会委員の報酬分を増額するものでございます。2行目になります。節9旅費、費用弁償9,000円を増額します。これも認定審査会の開催調整によるものでございます。3行目になります。節14使用料及び賃借料、事務機器使用料3,000円を増額します。これは複合プリンターの基本使用料変更に伴う不足分を補うものでございます。このプリンターの使用料は、この後御説明申し上げます球磨郡介護認定審査事業特別会計と折半となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第23号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第23号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第23号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,457万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 議案第23号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。予算書3ページを引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正の主な理由といたしまして、歳入につきましては、先ほど障害認定特別会計と同様に、平成29年度の球磨郡介護認定審査事業特別会計の決算に伴う事業費の確定によるものでございます。また、歳出につきましては、球磨郡介護保険総合ネットワークシステムを改修することにより増額補正するものでございます。歳入から説明いたします。8ページをお開きください。1番目の枠になります。節1介護認定審査事業負担金、介護認定審査事業負担金55万3,000円を減額します。これは決算により、事業費が確定したことで、本年度の事業運営にかかります構成町村からの負担金を減額しております。2番目の枠になります。節2介護保険特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金4万4,000円を減額しております。これも、29年度の決算によりまして、事業費が確定したということで、本年度の事業運営にかかります本町の介護保険事業特別会計からの負担分を減額しております。3番目の枠になります。節1繰越金、前年度繰越金、148万1,000円を増額しております。4番目の枠になります。雑入1,000円を増額しております。これは歳入額と歳出額の調整によるものでございます。次に歳出を御説明申し上げます。9ページになります。1番上段の1行目になります。節13委託料、認定事務支援システム改修委託料58万3,000円を増額します。これは、今年度6月中旬に市町村へ配付されました厚生労働省作成の介護認定システムソフト、2,018に対応するための、球磨郡介護保険総合ネットワークシステムの改修に係る費用で費用の分でございます。配布時の厚生労働省の説明では9月導入10月運用予定ということでございましたが、一部のデータ送信につきましては、熊本県国保連合のシステムを経由して、データ送信を8月に導入を急ぐよう要請がありましたため、この分につきましては、予備費から29万9,000円を充当いたしまして対応しております。今回の補正は、10月からの運用分を計上しております。次の行になります。節14使用料及び賃借料、事務機器使用料3,000円を増額しております。これはプリンタ基本使用料の変更に伴うものでございます。先ほど説明いたしました障害認定審査会特別会計と折半となっております。下段になります。予備費29万9,000円を計上しております。これは先ほど説明いたしました球磨郡介護保険総合ネットワークシステム改修に当たりまして、8月中に導入を急ぎました分を予備費より委託料へ充当したため、補てんしたものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案通り可決されました。ここで休憩をいたします。午後は1時30分に再開いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。農林振興課長より追加答弁の申し出がっております。許可いたします。農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、先ほど11番議員のほうから、あさぎり薬草合同会社が実施します産地パワーアップ事業につきまして、その補助残につきましての支出について御質問がありましたけれども、先日、あさぎり薬草合同会社の総会が開催されておりますが、その中の予算書の中で、30年度の予算書の中で、手数料として株式会社ツムラ様から、800万円の支援ということで計上されております。800万円の内訳としますれば、三島柴胡の出荷の分で、根につきまして、キロ当たり100円。種子につきましてキロ当たり350円となっております。今回の出荷によりまして、根のほうは7.4トン、種子が20.74トンということで、それを計算しますと約800万円ということで、支援がいただけるということで、今回産地パワーアップ事業の機械の補助残に充てられるということとなっております。以上でございます。

日程第10 認定第1号～日程第17 認定第8号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、認定第1号、平成29年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第17、認定第8号、平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを決算に関連がありますので一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。それでは、平成29年度の決算認定について提案いたします。認定第1号、平成29年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成29年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成29年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計決算の認定について、認定第6号、平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成29年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上認定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） ここで決算審査に当たられました山本代表監査委員の審査の結果の報告を求めます。山本代表監査委員。

●代表監査委員（山本 司君） 代表監査委員の山本でございます。お疲れ様でございます。よろしくお願いいたします。皆様方には日ごろあさぎり町発展のため御尽力なされていることに対しまして、心より敬意を表したいと思います。決算審査は決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであります。森岡監査委員とともに協力しながら、審査を行ってきたところでございます。それでは、決算審査意見書について、お手元の資料に基づき説明を申し上げます。2ページをごらんいただきたいと思います。審査の対象としたものが、①の一般会計と②から⑦までの6つの特別会計でございます。項目の2番から4番までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども、省略をさせていただきます。5番目の決算の概要につきまして御説明申し上げます。まず、一般会計及び特別会計の会計ごとの予算額、決算額及び予算額に対する決算比率を示しているのが第1表であります。続きまして、一般会計決算の状況についてであります。平成29年度歳入総額につきましては、第2表のとおり、116億1,986万円、歳出総額が111億410

万円で、差し引き残額が5億1,576万円となっております。このうち、3,544万円ほどが翌年度へ繰り越すべき財源となるため、実質収支額は4億8,032万円の黒字となっております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しております。一般会計の歳入の状況を示しているのが第3表であります。予算現額が1番下の欄でありますけれども、117億378万円、調定額が118億800万円、収入済額が116億1,986万円となっております。また、収入未済額は1億8,693万円、不納欠損額が121万円となっております。第4表を説明します。単独事業など自由な行政活動ができる財源として、自主財源があるわけではありますが、本町の自主財源比率は25.0%となっております。前年度に比べ2.1%減少いたしました。町税の歳入額は前年度に比べ1,818万円、使用料及び手数料は540万円、繰入金は4億2,853万円とそれぞれ増加をし、分担金及び負担金が6,537万円、財産収入が2億2,200万円、繰越金が2億5,037万円、諸収入が6,902万円前年度に比べ減少しております。依存財源の主な状況では、国庫支出金は前年度に比べ1億3,175万円、県支出金は3,951万円、町債が5億2,590万円それぞれ増加をしておりますが、地方交付税は前年度に比べ2億5,463万円ほど減少しております。町税の収納状況を第5表に示しております。調定額は12億8,769万円で前年度の12億6,961万円より1,809万円増加し、収入済額は12億362万円で。前年度の11億8,544万円より1,818万円ほど増加をしております。収納率は予算現額に対しまして101.3%、調定額に対して93.5%となっております。不納欠損額につきましては、前年度に比べ153万円の減少、収入未済額については、逆に143万円の増加となっております。過去5年間における町税の収納状況を第6表で見えますと、収入未済額はここ数年大きな変化はありませんが、徴収率は前年度に比べ0.1%上昇し、上昇傾向を示しております。不納欠損額も前年度に比べ153万円ほど減少いたしました。第7表が町税における収入未済額を前年度と比較したものであります。第8表と第9表が保育所徴収金及び公営住宅使用料の収納状況を示したものであります。次に、第10表の一般会計における歳出の状況であります。平成29年度の一般会計歳出決算は111億410万円で、予算現額117億378万円に対しまして94.9%となっております。また、支出済額は前年度に比べ3億3,335万円増加をしております。構成比を見えますと、民生費、これは社会福祉、国民健康保険、介護保険等がありますけれども、31.7%、総務費が15.4%、農林水産業費が11.7%、公債費が11.5%と高く、次いで土木費が9.6%、教育費7.4%などとなっております。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのが第12表であります。義務的経費は49億8,014万円で前年度と比較しまして3.4%1億6,793万円の減少となっております。歳出総額に占める割合は44.8%と前年度に比べ3ポイントほど少なくなっております。人件費と公債費は減少しておりますけれども、扶助費が増加をしております。投資的経費は17億3,913万円で前年度と比較しまして、35.0%6億873万円増加をしております。主な要因は、補助事業や単独事業の増加となっております。その他経費は43億8,483万円で、前年度に比べまして2.5%1億740万円の減となっております。主な要因は、物件費や繰出金が減少したものであります。債務負担行為の状況、保育料及び町債の状況につきましては、表第13、14、15のとおりであります。続きまして、14ページの第16表、国民健康保険特別会計の決算状況についてであります。歳入総額27億2,818万円、歳出総額25億8,410万円で差し引き額は1億4,408万円となっております。歳入決算を見えますと、予算現額27億150万円に対し、収入済額は27億2,818万円で予算現額に対し101.0%となっております。国民健康保険税の収納状況を表17に示しております。平成29年度における収入未済額は5,932万円、不納欠損額は461万円になっており、推移の状況につきましては、第18に示しておるとおりであります。第19表の歳出決算を見えますと、予算減額27億150万円に対し、支出済額25億8,410万円で執行率は95.7%であり、前年度より1億998万円増えております。歳出の構成比を見えますと、保険給付費が53.7%、共同事業拠出金

が22.8%などとなっております。第20表の後期高齢者医療特別会計決算では、歳入総額が1億8,839万円、歳出総額は1億8,545万円で、歳入歳出差引額は295万円となっております。続きまして、介護保険特別会計決算の状況が第22表で歳入総額20億5,518万円、歳出総額が19億4,973万円で歳入歳出差引額は1億545万円となっております。第23表介護保険料の収納状況を見てみますと、前年度に比べ、不納欠損額は増加をし収入未済額は減少しています。20ページ第25表及び第26表が介護サービスに関する資料を示しております。21ページの下水道事業特別会計決算の状況を説明しますと、歳入総額7億6,602万円、歳出総額7億4,146万円で、歳入歳出差引額は2,456万円となっております。歳入では、前年に比べ繰越金及び町債が増加をしております。下水道受益者分担金及び下水道使用料の収納状況が第28、29表で、不納欠損額及び収入未済額は前年に比べ減少し、受益者分担金の徴収率は1ポイント低下しておりますけれども、下水道使用料は0.5ポイント上昇しております。下水道事業及び簡易排水事業における町債の状況を示した表が第30表となっております。球磨郡障害認定審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査事業特別会計の決算状況が23ページ、奨学基金の積み立て状況、貸付状況及び返済状況が24ページに、それに公営住宅敷金の状況等を25ページに示しております。基金の運用状況がありますが、大部分が基金の積立利息や国債売却益によるもので、増減につきましては第38表のとおりであります。次に、財政構造について触れておきたいと思っております。歳入の構成を、自主財源と依存財源に区分して年度別に比較した表が第39表であります。自主財源比率は前年に比べやや低下をしております。特別会計の繰り入れ状況が第40表であります。8億94万円の繰り入れを一般会計から行っております。各種財政指数を示したものが、第41表であります。財政力指数につきましては、本年度は0.229でわずかに上昇しております。経常収支比率につきましては、87.7%で70から80%程度に分布するのが望ましいとされております。ちなみに、27年度の決算における全国の類似団体の平均値は85.4%となっております。実質収支比率は一般的に3から5%が望ましいとされているところであります。財産の管理状況についてであります。公有財産のうち土地及び建物に関する普通財産は、上財産区廃止に伴う山林面積592万3,875平方メートル算入し、宅地面積では、薬草加工場が行政財産へと変更となったため、3,341平方メートル減少しております。行政財産では、上財産区廃止に伴う山林面積と、薬草加工場の面積の合計1,024万9,315平方メートルが増加をし、建物として薬草加工場が962平方メートル増加をしました。なお、あさぎり町財産規則第12条に規定する公有財産台帳に記入すべき株の整備については、早急に行っていただきたいと思っております。それでは、審査の結果と意見について述べてまいりたいと思っております。審査に付された平成29年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証憑書類と照合し、また担当職員への質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産管理に関しての在庫品についても、例月出納例月現金出納検査等を通じまして、定期的に関係帳簿と突合し適切に管理されていることを確認をしております。決算に関する総括的な意見は次のとおりであります。一般会計に関しまして、一般会計歳入の10%以上を占める町税の徴収率は93.5%でありまして、過去5箇年の推移を見ても、毎会計年度微増しております。不納欠損額は前年度273万円ほどありましたが、120万円と減少しました。しかし、収入未済額も8,287万円ほどあり滞納が高額な案件や徴収困難な案件が存在することから、今後とも粘り強い徴収に努めていただき、負担の公平性を確保するようお願いいたします。特別会計に関しては、いずれの特別会計についても黒字となっておりますが、分担金及び負担金で運営している球磨郡障害認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外については、不納欠損や収入未済があり、徴収努力でさらに健全な運営となるよう努めていただきたいと思っております。財政構造に関しましては、さきに述べましたとおり本町の自主財源比率は25.0%で昨

年より下降しており、類似団体と比較しましてもまだ低い水準にあります。地方交付税も年々減額されており、今後基金を取り崩しながらの財政運営が想定されます。行政水準を維持するため、優先順位等を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいと思います。財政分析に関してであります。財政の弾力性を示す経常収支比率については、本年度87.7%であります。ここ数年上昇傾向を示しております。特に扶助費などの義務的経費が年々増加をしております。類似団体と比較いたしましても高い水準となっております。注視をしていく必要があるかと考えます。財政力指数については0.229でここ数年横ばいの状況で推移をしております。財政改革等の取り組みを通じまして財政基盤の強化に努めていただきたいと思います。基金の運用についてですが、保有状況については、第38号のとおり証憑帳簿との照合を行い、いずれの基金も適正に管理運用されていると認められましたので、今後も適正な管理運用をお願いいたします。以上が一般会計及び特別会計に関する決算審査の状況と総括的な意見であります。続きまして、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計歳入歳出決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、さきに述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象としました平成29年度決算書及び附属書類の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、4ページ以降の資料をごらんいただきたいと思います。審査の意見であります。有収率については、平成29年度内において、簡易水道事業特別会計と統合したこともその一因と考えられ、前年度に比べ0.9%減少し、78.1%となりました。平成29年度末における水道料金の収納状況については、第2表のとおりであります。収納率は96.0%となり、前年度に比べ0.2%上昇いたしました。不納欠損額は6,496円と前年に比べ大きく減少いたしました。一方、収入未済額は過年度分を含めまして約868万円と前年に比べ549万円ほど増加をし、統合した簡易水道事業分が含まれております。さらなる徴収努力をお願いしたいと思います。簡易水道事業特別会計と統合したことから、12ページの経営分析で明らかのように、固定資産構成比が92.3%に、固定負債構成比率が40.8%と大幅に上昇し、事業の効率化、硬直化が懸念されます。また、経常収支比率や営業収支比率も大幅低下をし、さらなる経営改善を進めていく必要があるものと考えております。平成29年度決算に基づく健全化判断比率等及び公営企業資金不足比率等の審査意見についてであります。実質公債費比率につきましては、年間の借金返済額の割合をあらわすもので、資金繰りの程度をあらわす指標で比率の低いほうが財政に余裕があり、健全性が高いと言われております。平成29年度の実質公債比率は8.8%で、前年に比べ1.2ポイント改善いたしました。続きまして、将来負担比率についてであります。土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合をあらわすもので、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。前年度の将来負担比率は12.6%でしたが、29年度分子がマイナスになったため、指標は数値化されておられません。この要因としましては、将来負担額としての公営企業債等繰入見込み額や退職手当負担見込み額が減少したことによりまして、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより、分子がマイナスになったことによりまして、資金不足比率についてであります。公営企業に係る資金不足は生じてないため、指標は数値化されておられません。今後、普通交付税が段階的に削減されることから、今後も健全財政に向けた取り組みを行っていく必要があると思います。少し長くなりましたけれども、以上で、一連の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（山口 和幸君） これから、決算審査意見書について代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、来る10日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、11日は建設経済常任委員会所管課分、12日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を14日に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、来る10日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、11日は建設経済常任委員会所管課分、12日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、14日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なおお手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。明日8日と明後日9日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、あす8日と明後日9日は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼、お疲れ様でした。

午後2時04分 散会